

立川市子育て支援・保健センター条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月29日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項前段及び第244条の2第1項の規定による。

立川市子育て支援・保健センター条例

(設置)

第1条 子どもを安心して産み、育てることができる環境の整備及び市民の健康づくりを促進し、市民の誰もが健やかに安心して暮らし続けられるまちづくりに寄与するため、立川市子育て支援・保健センター（以下「子育て支援・保健センター」という。）を立川市錦町3丁目3番6号に設置する。

(事業)

第2条 子育て支援・保健センターは、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 妊産婦、子育て世帯及び子どもに係る総合的な相談、支援及び情報提供に関する事業
- (2) 妊産婦、子育て世帯及び子どもに係る関係機関等との連携及び調整に関する事業
- (3) 心身に障害を有する児童（以下「障害児」という。）に対する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）に関する事業
- (4) 障害児に対する児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」という。）に関する事業
- (5) 教育相談に関する事業
- (6) 就学・転学相談に関する事業
- (7) 特別支援教育に関する事業
- (8) 健康相談・健康教育並びに保健の指導、助言及び措置に関する事業
- (9) 健康診査等に関する事業
- (10) 健康づくりに関する事業
- (11) 応急の措置を必要とする内科及び小児科に係る診療（以下「急患診療」という。）並びに応急の措置を必要とする歯科に係る診療（以下「急患歯科診療」という。）に関する事業
- (12) 感染症予防に関する事業
- (13) 災害時の医療救護対策本部としての運営に関する事業

(14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事業

(立入りの拒否)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、子育て支援・保健センターへの立入りを拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) 建物又は附属物を損傷するおそれがある者
- (2) 公の秩序を乱すおそれがある者
- (3) 管理上支障がある者
- (4) その他不相当と認めた者

(行為の制限)

第4条 子育て支援・保健センターにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 映画、写真等の撮影又は興行を行うこと。
- (3) 演説会、講演会その他これらに類する集会を行うこと。
- (4) その他管理上制限が必要と認められる行為をすること。

2 前項に規定する許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項に規定する許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、軽易な変更については、この限りでない。

4 市長は、第1項又は前項に規定する許可をするに当たっては、子育て支援・保健センターの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(休館日)

第5条 子育て支援・保健センターの休館日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）

(2) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

2 第2条各号に掲げる事業（同条第11号に掲げる事業を除く。以下同じ。）の開業日については、規則で別に定める。

（開館時間）

第6条 子育て支援・保健センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

2 第2条各号に掲げる事業の開業時間については、規則で別に定める。

（駐車場の使用料等）

第7条 駐車場の使用については、1台につき1時間当たり600円を超えない範囲内で規則で定める金額を、使用料として徴収する。

2 前項の規定による使用料（以下「駐車場使用料」という。）は、出車の際に徴収する。

3 市長は、特別な理由があると認めたときは、第1項の規定にかかわらず、申請により、駐車場使用料を減免することができる。

4 既納の駐車場使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（損害賠償）

第8条 子育て支援・保健センターの建物又は附属物に損傷を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

（児童発達支援の利用対象者）

第9条 児童発達支援に係る利用ができる障害児は、次の各号に掲げる要件を有しているものとする。

(1) 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されていること。

(2) 2歳から義務教育を受ける日に達するまでのものであること。

(3) 保護者が児童福祉法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証の交付を受けたもの又は市長がこれらに準ずる障害があると認めたものであること。

(4) 児童発達支援に係る利用をすることが困難と認められないこと。

(児童発達支援の利用の申請及び承認)

第 10 条 児童発達支援に係る利用をしようとする児童の保護者は、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により利用の承認を受けた児童が前条に規定する要件を欠き、その他不適当と認めたときは、その承認を取り消すものとする。

(立川市ドリーム学園)

第 11 条 子育て支援・保健センターのうち、児童発達支援に係る事業の実施主体を、立川市ドリーム学園と称する。

2 立川市ドリーム学園の利用定員は、25 人とする。

(保育所等訪問支援の利用対象者)

第 12 条 保育所等訪問支援に係る利用ができる障害児は、次の各号に掲げる要件を有しているものとする。

(1) 市内に住所を有し、住民基本台帳法第 5 条に規定する住民基本台帳に記録されていること。

(2) 満 18 歳に達するまでのものであること。

(3) 保護者が児童福祉法第 21 条の 5 の 7 第 9 項に規定する通所受給者証の交付を受けたもの又は市長がこれらに準ずる障害があると認めたものであること。

(保育所等訪問支援の利用の申請及び承認)

第 13 条 保育所等訪問支援に係る利用をしようとする児童の保護者は、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により利用の承認を受けた児童が前条に規定する要件を欠き、その他不適当と認めたときは、その承認を取り消すものとする。

(休日診療の実施日及び実施時間)

第 14 条 急患診療及び急患歯科診療（以下「休日診療」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間に実施するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、変更し、又は臨時に中止することができる。

(1) 急患診療 次に掲げる日の午前 9 時から午後 9 時まで

ア 日曜日及び休日

イ 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(2) 急患歯科診療 次に掲げる日の午前9時から午後5時まで

ア 日曜日及び休日

イ 1月2日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定による休日診療の実施時間が、第5条及び第6条の規定による休館日又は閉館時間であるときは、第5条及び第6条の規定にかかわらず、休日診療に必要な範囲に限り、子育て支援・保健センターを開館するものとする。

(休日診療の使用料等)

第15条 休日診療に係る子育て支援・保健センターの利用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める使用料及び手数料を徴収する。

(1) 使用料 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定により療養の給付に要する費用として定められた額

(2) 書類の発行手数料 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 診断書 1枚につき2,000円

イ 証明書 1枚につき1,000円

2 前項に規定する使用料及び手数料は、診療又は交付の際に徴収する。

(休日診療の委託)

第16条 子育て支援・保健センターのうち、次の各号に掲げる事業及びこれに係属する事業は、当該各号に定める団体に委託する。

(1) 急患診療 一般社団法人立川市医師会及び一般社団法人立川市薬剤師会

(2) 急患歯科診療 一般社団法人東京都立川市歯科医師会及び一般社団法人立川市薬剤師会

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、令和7年5月7日から施行する。ただし、第12条及び第13条の規定は、同年6月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

(1) 立川市健康会館条例（昭和55年立川市条例第31号）

- (2) 立川市心身障害児通園施設条例（昭和 57 年立川市条例第 20 号）
- 3 立川市医療事故対策審議会条例（昭和 46 年立川市条例第 12 号）第 1 条の 2 第 3 号の規定中「立川市健康会館条例（昭和 55 年立川市条例第 31 号）第 7 条」を「立川市子育て支援・保健センター条例（令和 6 年立川市条例第 号）第 16 条」に改める。
- 4 この条例の施行の際現に第 2 項の規定による廃止前の立川市心身障害児通園施設条例の規定により立川市ドリーム学園を利用していた者は、この条例の規定により立川市ドリーム学園を利用する者とみなす。
- 5 第 10 条に規定する児童発達支援の利用手続及び第 13 条に規定する保育所等訪問支援の利用手続その他これらの事業の実施のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

